

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年9月21日 12時30分ごろ
発生場所	播磨灘の高蔵瀬付近 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位217° 4.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 36.7′ 東経134° 51.3′）
事故の概要	漁船 ^{あかし} 明石丸は、南南西進中、また、プレジャーボート ^{さんゆう} 三友丸は、漂泊中、両船が衝突した。 明石丸は、船底キールに擦過傷を生じ、また、三友丸は、右舷舷側外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成30年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 明石丸、4.9トン HG3-26123（漁船登録番号）、個人所有 11.60m（Lr）×2.98m×0.73m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、平成元年7月8日 B プレジャーボート 三友丸、5トン未満 260-12905兵庫、個人所有 6.06m（Lr）×1.87m×0.85m、FRP ガソリン機関、44.1kW、昭和53年（製造年）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月18日 免許証交付日 平成28年8月9日 （平成33年11月24日まで有効） B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年8月15日 免許証交付日 平成30年6月25日 （平成35年8月14日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船底キールに擦過傷 B 右舷舷側外板に亀裂、船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5m、潮流 東南東流約1.8ノット (kn)
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、引き縄漁を行う目的で、平成30年9月21日10時20分ごろ兵庫県明石市明石港を出港した。</p> <p>A船は、11時10分ごろ、高蔵瀬付近の漁場に到着した後、船長Aが後部甲板の右舷側に、知人が同甲板の左舷側にそれぞれ立ち、幹縄、枝縄及び擬餌針を付けたカーボン製の竿各1本を両舷の舷外に出して投縄作業を行い、操業を開始した。</p> <p>船長Aは、約3knの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により、遠隔操縦装置及び‘後部甲板の右舷船首側に設置されたガバナのハンドルレバーに括り付けた長さ約4mの棒’をそれぞれ操作しながら目視による見張りを行い、漁場内で少しずつ場所を変えつつ、南進及び北進を繰り返し航行してえい縄を行った後、揚縄作業を行った。</p> <p>A船は、船長Aが、操業を終えて漁獲が多かったので、2回目の操業を行おうと思い、再度、投縄作業を行った後、えい縄を行うべく振り返って前方を見たところ、船首方5m付近にB船を初認し、急いで操舵室に向かって主機のクラッチレバーを中立としたものの、12時30分ごろ、船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長B及びB船の同乗者をそれぞれ救助した後、B船をえい航して明石港に帰港した。</p> <p>船長Aは、明石港に帰港後、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、同組合の担当者が、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りをを行う目的で、09時00分ごろ明石市林崎漁港を出港し、11時00分ごろ高蔵瀬付近の釣り場に到着した。</p> <p>船長B及びB船の同乗者は、11時45分ごろまで流し釣りをしていたが、釣果が良くなかったので、12時00分ごろ次の釣り場に移動した。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて船外機を中立運転として漂泊し、船長Bが、操縦区画の後方に置いていた椅子に腰を掛けて左舷側を向き、同乗者のうち1人（以下「同乗者B₁」という。）が、操縦区画の前方の右舷側に、もう1人（以下「同乗者B₂」という。）が、同左舷側にそれぞれ甲板上に置いていたクーラーボックス上に腰を掛けて流し釣りを開始した。</p>

	<p>同乗者B₁は、右舷方から接近するA船を初認したものの、ふだんから、漂泊して釣りを行っている船の至近に接近してから舵を取って船首方または船尾方を通過する漁船が多いことを知っていたので、B船に衝突することはないと思い、船長Bにその旨を知らせずに同乗者B₂と雑談をしながら流し釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、同乗者B₂からA船がB船に接近していることを聞き、振り返って前方を見たところ、A船が右舷正横5m付近に接近していることを認め、衝突の危険を感じて船外機のクラッチレバーを後進に操作したものの、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突し、A船の船首船底部がB船の右舷中央部の船縁に乗り揚げたことを認めた。</p> <p>同乗者B₁は、A船がB船に衝突する直前に海に飛び込み、A船に救助された。</p> <p>船長B及び同乗者B₂は、B船がA船に押されて左舷側に傾斜して転覆した際に海に投げ出され、船底に這い上がった後、A船に救助された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船の引き縄漁は、航行中に幹縄を引きながら行うものであり、投縄作業から揚縄作業に至るまでの間、約3knの速力で航行させながら操業を行うものである。</p> <p>船長Aは、ふだんから高蔵瀬付近で釣りを行うプレジャーボートなどが多いことを知っていたものの、操業を開始する際、周囲にプレジャーボートなどを認めていなかった。</p> <p>船長Aは、揚縄作業から投縄作業に至るまでの間、知人と共に後方を向いて作業を行っており、前方の見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、船外機の近くにいたので、A船の機関音が聞こえなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、高蔵瀬付近で釣りを行う際は、多くの船舶がいるので、目視で見張りを行うようにしていたものの、本事故当時、流し釣りを開始する際、周囲に船舶を認めなかったため気が緩んでしまい、周囲の見張りがおろそかになってしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、膨張式の救命胴衣(腰巻きタイプ)を着用していた。</p> <p>同乗者B₁及び同乗者B₂は、本事故当時、腰を掛けていた場所の近くに固型式の救命胴衣をそれぞれ置いたままで着用していなかった。</p> <p>A船及びB船は、共にレーダーが装備されていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、播磨灘の高蔵瀬付近を南南西進中、船長Aが、A 船の周囲に他船がないと思い、後部甲板で揚縄及び投縄の各作業を行いながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB 船に気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、播磨灘の高蔵瀬付近において漂泊中、船長Bが、B 船の周囲に他船がないと思い、釣りをを行いながら漂泊を続けたことから、A 船が接近していることに気付くのが遅れ、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、播磨灘の高蔵瀬付近において、A 船が南南西進中、B 船が漂泊中、船長Aが、A 船の周囲に他船がないと思い、後部甲板で揚縄及び投縄の各作業を行いながら航行を続け、また、船長Bが、B 船の周囲に他船がないと思い、釣りをを行いながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、周囲に他船がないと思わず、常時、目視による周囲の見張りを適切に行うこと。 ・漂泊しながら釣りをしている場合においても、適宜、目視による周囲の見張りを適切に行うとともに、自船に接近する他船に対しては、予断を持たず、適切な時機に有効な音響による信号を使用して注意喚起を行い、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置をとること。 ・小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。 ・事故が発生した際は、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生場所概略図

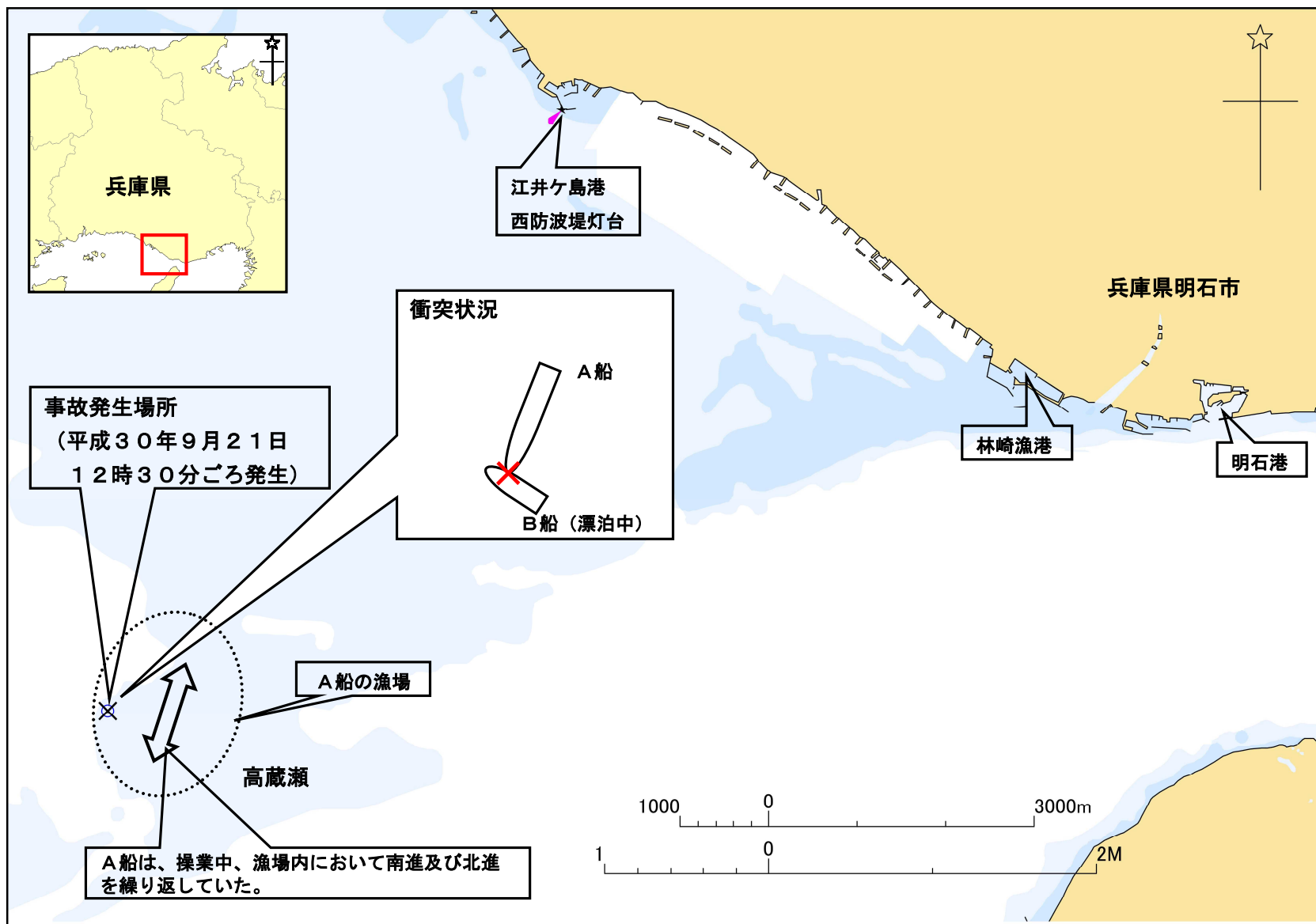


写真1 A船



写真2 B船

